

訴えの提起について

下記のとおり訴えを提起することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 相手方 ■■■■■  
■■■■■  
■■■■■

2 事件名 市営住宅明渡し請求等事件

3 請求の趣旨及び請求の原因

(1) 請求の趣旨

- ① 相手方は、本市に対し、市営■■■■■（以下「本件住宅」という。）を明け渡せ。
- ② 相手方は、本市に対し、平成 23 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの家賃等計 533,200 円を支払え。
- ③ 相手方は、平成 27 年 4 月 1 日から本件住宅の明渡しの日までの間、本市に対し、1 箇月当たり 36,500 円の割合による金員を支払え。
- ④ 訴訟費用は、相手方の負担とする。

(2) 請求の原因

相手方は、本件住宅について平成 23 年 4 月 1 日から使用しているところ、平成 27 年 3 月 31 日までの家賃 283,400 円、共益費 33,800 円、駐車場使用料 216,000 円（羽曳野市営■■■■■を使用していた時の滞納分 112,000 円を含む。）の合計 533,200 円を滞納している。

相手方は、本市の督促をことごとく無視し、これらの金員を支払わなかった。

以上の理由から、本市は、平成 27 年 4 月 15 日に内容証明郵便で、平成 27 年 4 月 24 日限り 533,200 円を支払うこと、及び支払のない場合は、同日に使用の許可を取り消し、直ちに本件住宅を明け渡すよう請求した。しかし、同期日までに本件住宅の返還手続き及び明渡しがされていない。内容証明郵便は、相手方不在により保管期限満了及び再配達不在により平成 27 年 4 月 27 日に返送されている。

よって、本市は、このまま放置することはできず、上記内容の裁判を提起するものである。

4 事件に関する取扱い及び方針

- (1) 下村 泰を訴訟代理人と定める。
- (2) 第1審判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (3) 本市は、上記訴訟において和解をすることができる。

平成 27 年 6 月 8 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄